

## 港湾運送事業の許可申請を希望される方へ

この度、許可申請時の添付書類に係る、港湾運送事業法施行規則第4条第6項の一部が改正され、平成29年6月15日に公布・施行されました。

主な改正箇所については以下の通りとなります。

改正後	改正前
(事業の許可の申請) 第四条 (略) 2～5 (略) 6 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十 (略) 十一 個人にあつては、次に掲げる書類 イ (略) ロ <u>戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し</u>	(事業の許可の申請) 第四条 (略) 2～5 (略) 6 法第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～十 (略) 十一 個人にあつては、次に掲げる書類 イ (略) ロ <u>戸籍抄本</u>